

都城市の騒音にかかる規制

都城市では、騒音規制法および都城市環境保全条例に基づき、『規制地域内』に特定施設を設置している工場又は事業場から発生する騒音について、規制基準を定めています。

Q：騒音規制法ってなに？

A：騒音規制法は、

- ① 工場及び事業場における事業活動に伴う騒音について必要な規制
- ② 建設工事に伴う騒音について必要な規制
- ③ 自動車騒音にかかわる許容限度

を定めること等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

このうち①、②については、市長が『騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域』を騒音規制地域として指定しています。

騒音規制法では機械プレスや送風機等、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める施設を設置する工場・事業場が規制対象となり、市に届け出が必要になります。

◎ 特定施設に関する届出

規制地域内の特定施設については、下記の場合市長に届出が必要です。

- ① 特定施設を新しく設置するとき。(工事開始の 30 日前)
 - ② 特定施設の種類ごとの数を変更するとき。(工事開始の 30 日前)
 - ③ 特定施設の騒音防止の方法を変更するとき。(工事開始の 30 日前)
 - ④ 特定施設の使用方法を変更するとき。(工事開始の 30 日前)
 - ⑤ 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を変更したとき。(その日から 30 日以内)
 - ⑥ 特定施設を設置する工場・事業場の名称及び住所地の変更があったとき。(その日から 30 日以内)
 - ⑦ 特定施設のすべてを廃止したとき。(その日から 30 日以内)
 - ⑧ 特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けたとき。(その日から 30 日以内)
 - ⑨ 特定施設を設置する工場・事業場を相続又は合併したとき。(その日から 30 日以内)
- ※ 特定施設については次の表に該当するものが対象となります。

○ 特定施設

・騒音規制法に基づく特定施設

特定施設	規模等
1 金属加工機械	① 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限り） ② 製管機械 ③ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限り） ④ 液圧プレス（矯正プレスを除く） ⑤ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限り） ⑥ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限り） ⑦ 鍛造機 ⑧ ワイヤフォーマーマシン ⑨ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く） ⑩ タンブラー ⑪ 切断機（と石を用いるものに限り）
2 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限り
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限り
4 織機	原動機を用いるものに限り
5 建設用資材製造機械	① コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限り） ② アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限り）
6 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限り

特定施設	規模等
7 木材加工機械	①ドラムバーカー ② チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る） ③ 碎木機 ④ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る） ⑤ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては 2.25 キロワット以上のものに限る） ⑥ かな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る）
8 抄紙機	すべてのもの
9 印刷機械	原動機を用いるものに限る
10 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの
11 鋳造型機	ジョルト式のものに限る

・ 都城市環境保全条例に基づく騒音にかかる特定施設

特定施設	規模等
金属加工機械	機械プレス（呼び加圧能力が 30 重量トン未満のもの）
土石用又は鉱物用の切断機、 破砕機、摩砕機、ふるい及び 分級機	石材引割機（すべてのもの）
その他の機械	① クーリングタワー（原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のものに限る） ② 冷凍冷蔵機（原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のものに限る） ③ 天井走行クレーン ④ 門型走行クレーン ⑤ 自動式車両洗浄施設

・ 特定工場等の規制基準（単位：デシベル）

区域の区分	時間の区分		
	朝（6～8時） 夕（19～22時）	昼間（8～19時）	夜間（22～6時）
第1種区域	40	45	40
第2種区域	50	55	45
第3種区域	60	65	50
第4種区域	65	70	55

第1種区域 良好な住居の環境を保全するために特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域 住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

※ 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートル以内の区域における規制基準は、表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベル減じた値とする。

※※ 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における値です。

2 深夜営業騒音

深夜営業騒音については、都城市環境保全条例により音量及び音響機器の使用時間が制限されています。

・都城市環境保全条例に基づく音量の制限

対象営業	対象地域	規制基準	規制時間
飲食店	第1種区域	40 デシベル	午後10時～午前6時
喫茶店	第2種区域	45 デシベル	
興行場	第3種区域	50 デシベル	
カラオケボックス	第4種区域	55 デシベル	

・都城市環境保全条例に基づく音響機器の使用制限時間

対象営業	対象地域	対象機器	規制時間
飲食店	第1種区域	カラオケ装置	午後11時～午前6時
喫茶店	第2種区域	音響再生装置	
興行場	第3種区域のうち病	有線ラジオ放送装置	
カラオケボックス	院・診療所及び住居の 周囲10m以内の地域	(受信装置に限る) 楽器	

★問合せ先

都城市役所環境森林部環境政策課 環境保全担当

Tel : 0986 - 23 - 2130 FAX : 0986 - 23 - 2641

E-mail : seikatu@city.miyakonojo.miyazaki.jp